

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良法による換地計画の適否の決定
保安林の指定
保安林の指定の解除

告 示

鳥取県告示第八百三十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸本 弘之	鳥国医第二、六五二号	昭和五十六年七月十三日
村上 篤信	鳥国医第二、六五三号	"
常井 幹生	鳥国医第二、六五四号	"
牧野 正人	鳥国医第二、六五五号	"
日前 敏子	鳥国医第二、六五六号	"
川角 博規	鳥国医第二、六五七号	"
河野 菊弘	鳥国医第二、六五八号	"
小立 寿成	鳥国医第二、六五九号	"
真嶋 由利子	鳥国薬第四六二号	昭和五十六年七月二十日
石黒 眞吾	鳥国医第二、六六〇号	昭和五十六年七月二十四日
林 英一	鳥国医第二、六六一号	"

小林 薫	鳥国医第二、六六二号	〃
谷口 巖	鳥国医第二、六六三号	〃
浦邊 啓太	鳥国医第二、六六四号	〃
米谷 定子	鳥国薬第四六三号	昭和五十六年七月三十一日
法橋 弘之	鳥国薬第四六四号	昭和五十六年八月四日
田中 松市郎	鳥国薬第四六五号	昭和五十六年八月六日
三宅 三喜男	鳥国医第二、六六五号	昭和五十六年八月十日
都田 芳郎	鳥国薬第四六六号	昭和五十六年八月十一日
大井 典子	鳥国薬第四六七号	昭和五十六年八月十二日
上村 純子	鳥国歯第四一九号	昭和五十六年八月十九日
石谷 京子	鳥国薬第四六八号	昭和五十六年八月二十七日

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十六年七月三十日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（宇治地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

昭和五十六年八月十日付けで河原町から申請のあつた土地改良（釜口地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

昭和五十六年七月三日付けで岸本町から申請のあつた坂長地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九、二一六四の六五九、字ニツ山二〇八八、二〇八九、二〇九二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、字高浜二一六四の六五八、字ニツ山二〇八四から二〇八七まで、二〇九一、二〇九四、二〇九五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐とする。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定

める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字宇野字西又二 一九六三の三九から一九六三の四二
まで、一九六四の二から一九六四の四まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため